

宍粟市地域公共交通会議委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
宍粟市	宍粟市副市長	中 村 司	
住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	前 田 勝 彦	
住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	山 本 正 幸	
住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	中 岡 宰	
住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	金 井 禮 治	
住民代表	公募委員	前 田 純 恵	
住民代表	公募委員	下 川 秀 美	
住民代表	公募委員	板 東 敏 子	
住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	大 杉 史 郎	
住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局長	可 藤 和 成	
学識経験者	大阪大学COデザインセンター特任教授	土 井 勉	
バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	魚 谷 観	
バス事業者代表	(株)ウエスト神姫業務部部长	村 上 正 弘	
バス事業者団体代表	社団法人兵庫県バス協会専務理事	中 澤 秀 明	
タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出 雲 聖 士	
労働団体代表	ウエスト神姫労働組合 山崎支部長	清 水 大 志	代理
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	難 波 啓 祐	
道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	藤 田 郁 生	
公安委員会	宍粟警察署交通課長	澤 聰	
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官(輸送)	吉 本 道 明	
兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	谷 垣 博 司	

宍粟市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
まちづくり推進部	部長	富 田 健 次	
まちづくり推進部	次長	樽 本 勝 弘	
まちづくり推進部 市民協働課	課長	小 河 秀 義	
まちづくり推進部 市民協働課	副課長	岩 蒨 貴 裕	
まちづくり推進部 市民協働課	係長	福 田 和 也	
まちづくり推進部 市民協働課	主査	小 原 章 平	
健康福祉部 障害福祉課	主査	平 瀬 弘 生	
一宮市民局 まちづくり推進課	主査	菟 場 裕 子	
波賀市民局 まちづくり推進課	主事	梶 本 愛	
千種市民局 まちづくり推進課	主査	中 井 志 文	

所 属	役 職	氏 名	備 考
ウエスト神姫 山崎営業所	所長	福 本 良 一	オブザーバー

公共交通再編後 3 年目の路線見直しについての考え方

平成27年 4 月に策定した宍粟市公共交通再編計画において、運行開始から 1 年ごとに路線評価（小幅な見直し）を行い、需要が少ない路線については、3 年を目途に減便又は路線の廃止を検討することとしています。

現在の公共交通は、平成27年11月からスタートし、2 年半が経過したところですが、今後、市及び運行事業者で実際の利用者の意見の集約を進め、バス事業年度末である平成30年 9 月までの利用実績と利用者の意見等に基づいて大幅な見直しを行うこととし、平成31年 4 月から見直し後の体系でスタートする予定で進めていきます。

見直しの基本的な考え方は次のとおりです。

1. 路線の見直し基準

公共交通再編計画では、路線の見直し基準を 1 便当たりの利用者数「1.5人以上」としており、基本的にこれを基準とします。

2. 基準を下回る路線の見直し内容

1 便当たりの利用者数に応じて、それぞれ次の内容で見直しを検討します。

1 便当たりの利用者数	見直しの内容
1.5人以上	利用促進に力を入れるとともに、更なる利用人数の増加に向け増便を検討します。
1.4人～概ね0.8人	基準人数の達成に向け利用促進に力を入れることとし、減便等はいりません。
概ね0.7人以下	利用者数の多い路線との統合や、運行距離の短い路線同士の統合といった路線の大幅な再編の検討、また路線の必要性についても検討します。

3. 自治会との調整について

平成30年 4 月より、これまで自治会からいただいた意見等を参考にダイヤ等の小幅な見直しを行うとともに、フリー降車制度を小型バス路線の一部区間で運用を開始しています。また、実際のバス利用者の意見等の聞き取り調査については、平成30年 3 月から随時行っています。

平成30年 9 月までの利用実績と利用者並びに関係住民の方の意見に基づき、上記見直し内容に沿ってバス事業者に新たな公共交通体系の素案を作成いただきます。その素案をもって自治会と協議を行い、平成31年 4 月から見直し後の体系で運行を開始します。

聞き取り調査結果（利用者からのご意見等）

番号	路線名	意見の内容	備考
1	全路線	小型バスの利用方法が分からず、利用したくてもできないという人がまだまだ多いので、もっとバスの時間を分かりやすく乗りやすくしたPRが必要。	
2	戸原線	観光利用ができるようにまほろばの湯など目的別にバスが運行すればいいと思う。	
3	城下線	国見の森の前後ルートについて、行き帰りで別のルート（既存ルートと公民館から中比地集落内）を通るルートにすれば無駄がない。	
4	河東線	総合病院付近もフリー降車が使えれば使いやすい	
5	〃	10時台に山崎方面の便がほしい。また現在のルートでは農協やアグロまで距離があり利用しづらいため国道を走ってほしい。	
6	〃	診療時間に合わせてバスが走っていれば利用しやすいので、病院との連携を希望す	
7	〃	フリー降車で便利になったが降りるときもフリーになれば便利になる。	
8	〃	山崎方面に10時代の便があれば便利。播磨山崎郵便局前にバス停がほしい。	
9	〃	三谷経由する日は朝の便で日赤に通院するときに小型バス到着前にバスが発車してしまうので調整してほしい。	
10	与位河東線	曜日指定と1日3便で利用がしづらい。午前中に1便だけでも増便してほしい。	
11	蔦沢線	通勤で使用しているため便利だが、土曜日にも運行されればイベントや土曜日の通勤もでき便利と考えます。	
12	大谷線	上牧谷集落内をもう少し細かく運行してほしい。	
13	染河内川西線、 下三方線	スポニックパーカー宮や市関連施設が利用できるようにバス停がほしい。染河内から三方方面に9時台利用できるようダイヤ調整してほしい。	
14	染河内川西線	12時33分に榎ヶ段に着くバスが回送で神戸方面に戻るが、それを回送にせず乗車できるようにしてほしい。その時間に利用したいという意見を他の人からも聞いている。	
15	下三方線	便数が少ないので、15分以内の待ち時間で、乗継ぎが確実にできるようにしてほしい。大型バスが遅れることが多々あり、小型バスが発車してしまったことがあった（小型バスに限らず、高速バスにも間に合わないことが多々ある）。	
16	小原溝谷線	Aコープが閉店して買い物にバスを利用できなくなった。路線を変更して、太田商店前を通るようにしてほしい。	
17	公文・小原溝谷 千町・黒原線	Aコープが閉店してから、待合所の横のトイレのシャッターが閉じられて利用できなくなっている。JAハリマ三方営業部のトイレだけを借りるのは気がひける。待ち時間が長いこともあるので、トイレを利用できるように考えてほしい。	

聞き取り調査結果（利用者からのご意見等）

番号	路線名	意見の内容	備考
18	黒原線	空のバスを日中に走らせるのなら、運行時間を朝早い時間に変更し、高校生も利用できるようにしてほしい。大型バスのバス停から乗継ぎできるようにしてほしい。	
19	〃	待ち時間が長すぎるので、乗継ぎをもっとスムーズにしてほしい。	
20	谷今市線	朝便の帰りが10:30で、長すぎるのも少し早いほうがよい	
21	音水線	山崎に9時までに着けたら使いやすい	
22	〃	少し遠回りでも人が乗る可能性が高いバス停を通るコースを考えてはどうか	
23	〃	戸数が少ないので、多少時間が延びても人が乗るバス停を通るコースにしてもらった	
24	〃	自動車に慣れているので、30分以上の待ち時間は長い	
25	〃	冬場バスの待つ場所がない（除雪の壁、音水口バス停付近国道は凍結防止の水がでて	
26	〃	病院受診などもあり、9時までに山崎に着ければ使いやすい	
27	飯見線	乗継券の発行に手間取り乗り遅れることがある	
28	飯見線	乗継券発行の人は最後に回されるので、山崎から医療モールへ行くときに乗り遅れることがある（定期の人優先）※8:56山崎着、9:00循環バス 乗継券の発行機械の調子が悪く時間がかかるときもある。	
29	水谷線	70代前半の人が今後必要になると思うが、山岸診療所のバスがあるので、通院利用はあまりない	
30	〃	Aコープが閉店し、町内で食料品が購入できなくなり、買い物利用もしづらくなった	
31	〃	奥水谷まで魚の移動販売が千種から来てくれてありがたい	
32	〃	無くなつては困るので、健康づくりで朝一区間乗るようにしている。（冬場は昼利	
33	奥西山線	電話予約ができるほうが便利	
34	鷹巣線	早田にもバスが通るようにしてほしい	
35	〃	15時台の便があればありがたい	
36	〃	金曜日にもバスを利用したい	
37	〃	バス停以外の場所で降ろしてもらいたい（エーガイヤからJAまでが遠い）	
38	七野線	バス停までが遠い（倉谷口）	
39	内海線	フリー乗車できるようにしてほしい	

議案（1）

平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

1. 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）
次頁計画書のとおり

フィーダーバスとは

交通網において、幹線と接続して支線の役割をもって運行される路線バス、ないしその路線をいう。

地域内フィーダー系統確保維持計画とは

国庫補助の地域公共交通確保維持改善事業費補助金のメニューである地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けようとするものが、補助路線であることを認めてもらうために事業認定申請の際に提出する計画

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成 30 年 月 日

宍粟市地域公共交通会議 会長 中村 司

生活交通確保維持改善計画の名称
宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。</p> <p>市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者のマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>路線維持の考え方を次のとおりとする。</p> <p>市外連絡路線（幹線） 平均乗車密度 2人以上の利用者数 市内完結路線（支線） 1便あたりの利用者数 1. 5人以上の利用者数 （宍粟市公共交通再編計画 P23 参照）</p>
(2) 事業の効果
<p>①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤民間バス路線との連携によるネットワークの構築</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）・市内全戸配布（市） ・バスの利用を推進するため「バス利用推進員」を自治会ごとに任命し、バスの乗り方や乗車体験などの取組みを実施（運行事業者、市） ・沿線の学校等でモビリティマネジメントを実施（運行事業者、市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者			
(1) 運行系統の概要			
路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線 (幹線)	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線 (支線)	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日3～4往復 週1日～週5日 定期運行 ※土日運休	小型車両
(2) 運賃 200円			
(3) 運行予定者 株式会社ウエスト神姫 詳細は表1のとおり			
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者			
市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している			
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称			
(株)ウエスト神姫			
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】			
該当なし			
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】			
該当なし			
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり			

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月28日（第1回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・平成29年8月30日（第2回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議 ・平成30年1月25日（第3回）事業評価の協議 ・平成30年2月28日（第4回）路線の見直し等の協議
18. 利用者等の意見の反映状況
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。

19. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 公募委員
学識経験者	大阪大学 CO デザインセンター特任教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所まちづくり推進部

市民協働課

(氏 名) 小原 章平

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) shiminkyodo-ka@city.shiso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
宍粟市	ウエスト神姫	(1) 山崎～皆木～エーガイヤ ちくさ	山崎	皆木・齊木	エーガイヤちくさ	往37.6Km 復37.6Km	365 日	1951.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の安 賀及び千種の停留所 と接続	③
		(2) 市役所前～山崎～下 宇原1	市役所	山崎・川戸3	下宇原1	往12.1Km 復12.1Km	254 日	1016 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③
		(3) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・国 見の森	下比地	往11.9Km 復11.9Km	254 日	1016 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の山 崎の停留所と接続	③
		(4) 神戸小学校～福知溪 谷	神戸小学校	深河谷詰所 前・福知公民 館前	福知溪谷	往14.9Km 復14.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の曲 里の停留所と接続	③
		(5) JAハリマみかた営業部 ～まほろばの湯	JAハリマみ かた営業部	東公文公民 館前・西公文 公民館前	まほろばの 湯	往8.7Km 復8.7Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(6) JAハリマみかた営業部 ～溝谷1	JAハリマみ かた営業部	まほろばの 湯・西公文公 民館前・小原 1	溝谷1	往12.4Km 復12.4Km	38 日	114 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(7) JAハリマみかた営業部 ～高野橋	JAハリマみ かた営業部	釜河内集會 所前・河原田 公民館前	高野橋	往5.7Km 復5.7Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(8) JAハリマみかた営業部 ～千町終点	JAハリマみ かた営業部	まほろばの 湯・草本集會 所前	千町	往12.0Km 復12.0Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(9) JAハリマみかた営業部 ～子安地藏前	JAハリマみ かた営業部	まほろばの 湯・上野田・ 黒原詰所前	子安地藏前	往11.9Km 復11.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の福 野北の停留所と接続	③
		(10) 波賀市民局～上垣内	波賀市民局	メイプル福祉 センター・今 市・谷公民館 前	上垣内	往6.4Km 復6.4Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の安 賀の停留所と接続	③
		(11) メイプル福祉センター ～奥水谷	メイプル 福祉セン ター	波賀市民局・ 水谷公民館 前	奥水谷	往4.9Km 復4.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の安 賀の停留所と接続	③
		(12) メイプル福祉センター ～皆木	メイプル 福祉セン ター	波賀市民局・ 飯見公民館 前	皆木	往5.1Km 復5.1Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の安 賀の停留所と接続	③
		(13) エーガイヤちくさ～下鷹 巣～エーガイヤちくさ	エーガイ ヤちくさ	寺畑・下鷹 巣・別所・寺 畑	エーガイ ヤちくさ	往15.2Km (循環系統)	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線バス系統 のエーガイヤちくさの 停留所と接続	③
		(14) エーガイヤちくさ～土井	エーガイ ヤちくさ	千種市民局・ 西奥山公民 館前	土井	往4.1Km 復4.1Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線バス系統 のエーガイヤちくさの 停留所と接続	③
		(15) 千種市民局～倉谷口	千種市民局	エーガイヤち くさ・室公民 館前	倉谷口	往2.9Km 復2.9Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線バス系統 のエーガイヤちくさの 停留所と接続	③
		(16) エーガイヤちくさ～ 内海公民館	エーガイ ヤちくさ	千種市民局・ 柳谷・福海寺 口	内海公民館	往7.7Km 復7.7Km	102 日	306 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線バス系統 のエーガイヤちくさの 停留所と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,773
交通不便地域	37,773

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
23,108	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
8,101	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
3,704	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法
2,860	旧千種町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,773	37,773人×120円+200万円	6,532千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

運行計画

運行計画（運行系統、運行日、運行本数）

申請 番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	山崎～皆木～ エーガイヤ	山崎～皆木～エーガイヤ	毎日	平日 7.5 往復 土日祝 2 往復
2	戸原線	下宇原 1⇔市役所前	月～金	4 往復
3	城下線	下比地⇔山崎	月～金	4 往復
4	下三方線	福知溪谷⇔神戸小学校	火、金	3 往復
5	公文線	三方町出張所前⇔J Aハリマみかた	火、金	3 往復
6	小原溝谷線	溝谷 1 ⇔ J Aハリマみかた	水	3 往復
7	河原田線	高野橋⇔J Aハリマみかた	月、木	3 往復
8	千町線	千町終点⇔J Aハリマみかた	月、木	3 往復
9	黒原線	子安地藏前⇔J Aハリマみかた	火、金	3 往復
10	谷今市線	上垣内⇔波賀市民局	月、水	3 往復
11	水谷線	奥水谷⇔メイプル福祉センター	月、水	3 往復
12	飯見線	皆木⇔メイプル福祉センター	火、金	3 往復
13	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇔(鷹巣・B&G プール前)⇔エーガイヤちくさ	月、水	3 便
14	奥西山線	土井⇔エーガイヤちくさ	月、水	3 往復

15	七野線	倉谷口⇄千種市民局	火、金	3往復
16	内海線	内海公民館⇄エーガイヤちくさ	火、金	3往復

※1 は 8/13～8/15、12/30～12/31 は土日祝ダイヤ、1/1～1/3 は運休

2～16 は土曜日、日曜日、8/13～8/15、12/30～1/3 は運休

6 は 12/15～3/15 の間運休